

平成
25年度

被保険者・被扶養者調査 実施について



当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが、厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。

平成25年度につきましては、下記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



今年度は、「被保険者・被扶養者調査表」を、被保険者全員に配布します！

配布対象者 被保険者全員（ただし、任意継続被保険者を除きます）

被扶養者調査対象者

被扶養者の資格があることの証明となる書類を提出いただく対象者

- 配偶者
- 22歳以上（平成25年4月1日現在）75歳未満（平成25年7月31日現在）の被扶養者

調査内容

- 氏名・生年月日・現住所・電話番号などの確認
- 収入の確認
- 同居・別居の確認
- 別居家族への送金の確認

調査実施時期

- 調査表配布
平成25年8月下旬から約1ヶ月間
- 調査表回収
各事業所（会社）により異なります

ただし、平成25年4月1日以降、認定された被扶養者については、添付書類を免除します。

「調査表」および「添付書類」を提出しない場合、被扶養者の資格を喪失させることがあります。その際は、被扶養者の資格を喪失した日以降にかかった医療費を返還していただきます。



今年度から、提出していただく「添付書類」が変わります！

調査対象者に関する添付書類について

①パート・アルバイト収入がある場合

給与収入の確認は、「給与明細（会社名・電話番号明記）」で行っています。

今年度より**直近12ヶ月分**を添付してください。

紛失等で12ヶ月分揃えられない場合は、当健保指定の「収入証明書」を勤務先に記入いただいでください。

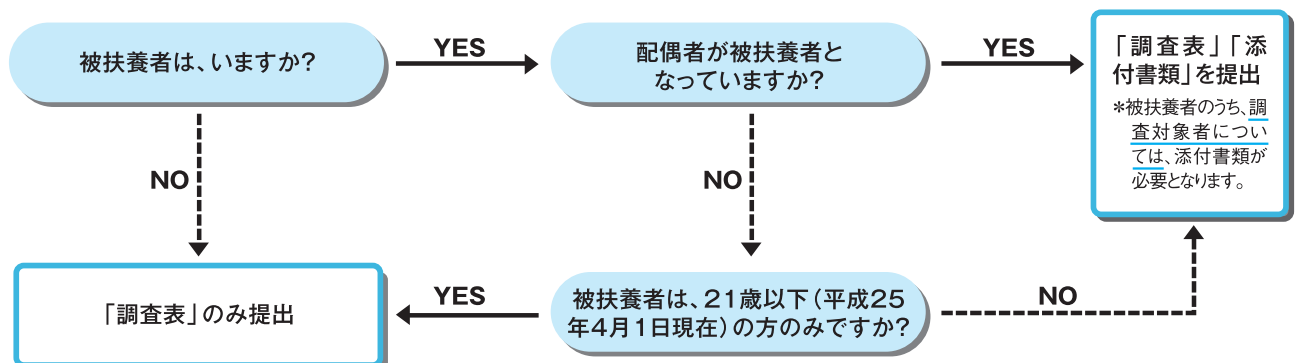
②収入のない場合

平成25年度の「非課税証明書」を添付してください。（非課税証明書は平成24年1月1日から12月31日までの収入状況に応じて発行されます）

③別居している人を扶養にしている場合

被保険者によって生計を維持されているかの確認は、「送金証明」で行っています。被扶養者の収入を上回る送金が必要です。（手渡しでは、生計維持関係の証明にはなりません）第三者から見てわかる送金元、送金先、送金金額がわかる「振込通知書」または、「通帳の振込人・振込先の記載面」（どちらも写し）の**直近12ヶ月分**を添付してください。「送金証明」は、いつでも提出できるよう控えは必ず保管してください。

簡易提出書類確認フローチャート



*詳細については、調査表と一緒に配布されます[調査表記載案内]を必ずご確認ください。

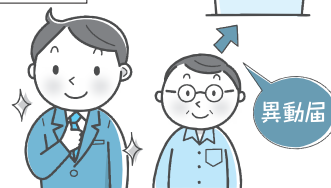
平成24年度 被扶養者調査表審査後の結果報告

対象者は配偶者と22歳以上(平成24年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続被保険者を除く)

内訳表 被保険者による 削除・変更件数	就 職 [※]	収入増	離 婚	雇用保険 受給開始	氏名変更	その他	合 計
	56	24	3	6	1	4	94

※平成24年4月1日就職の為に削除された方です。

内訳表 健康保険組合による 不認定件数	収入増	送金不足	添付書類無 (審査が行えない為)	合 計
	5	4	1	10



【被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか?(就職による異動等)】

健康保険の被扶養者であった方が、就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入された場合は、当健康保険の被扶養者でなくなります。この場合、「調査表」で削除が出来ます。

* 就職した場合や一定の収入を超えた場合など、健康保険の被扶養者の条件に該当しなくなったときは、「調査表」に健康保険証を添えて、提出期限を待たずに速やかに事業所(会社)へお届けください。

被扶養者資格のための条件

条件1

被保険者(本人)から見て、一定範囲内の親族であること

健康保険の被扶養者の範囲とは

被保険者(本人)から見て3親等内の親族であることが必要です。同居(同一世帯)の場合は、年収が130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)で、かつ被保険者(本人)の年収の2分1未満であることが必要です。

条件2

被保険者(本人)との生計維持関係があること

健康保険の「生計維持関係」とは

一定範囲内の親族に該当するとしても、さらに「被保険者に生計維持されている」ことが必要です。

生計維持とは、生活費の多くを被保険者に依存している状態のことをいいます。たとえ配偶者や父母でも十分な収入があり、家計を別にしてそれぞれ独自の生活を営んでいるときは被扶養者の対象になりません。被保険者の経済的状況や扶養の実績も含め総合的に判断します。

「同一世帯」とは単なる同居ではありません!

親族と同居していれば、必ず「同一世帯」と認められるわけではありません。健康保険法では「被保険者と住居及び家計を共同にすること」とされています。

被保険者(本人)と「同一世帯」ではない「別居」の場合

被保険者から、被扶養者の収入を上回る送金がされていて、その送金によって暮らしがなりたっていることの証明として継続している振込みの確認できる書類が必要となります。

年間収入の範囲

申請時点から将来に向けて年間で130万円以上の収入がないことを条件としています。固定収入がある場合、年間収入が基準額の130万円かどうかは、連続した12ヶ月の平均が(130万円÷12ヶ月)108,334円(交通費を含む総収入)以下かどうかで判断します。

年の途中であっても退職などで収入がなくなった場合、今後見込まれる収入が基準額に満たない場合などは、被扶養者資格申請をすることが可能ですので状況がわかるように記載してください。

■参考:調査に関する法・関連通達

・健康保険法施行規則第38条(被扶養者の届出)・健康保険法第197条(報告等)・健康保険法施行規則第50条(被保険者証の検認又は更新)

健康保険証の 紛失・盗難 に気をつけましょう!!

健康保険証は運転免許証やパスポートと同様重要な身分証明書です。健康保険証の管理には十分ご注意ください。

▶ 健康保険証が紛失・盗難にあった場合は、万が一に備えて最寄りの警察に届け出てください。

▶ 再発行後に紛失・盗難にあった健康保険証が見つかった場合は、そのままにせず、見つかった健康保険証を事業所(会社)経由で健保組合に返却してください。

■平成24年度健康保険証の紛失件数

財布の紛失盗難	外出先で紛失	誤ってゴミとして破棄	自宅で紛失(保管場所不明)	毀損	その他	合 計
84	75	41	17	4	24	245

注意

●外出先で、鞆や財布をちょっとした所に置いていませんか?

※肌身離さず身につけておきましょう。

●引越し、部屋の整理整頓をしていて誤って健康保険証を何かと一緒に捨てていませんか?捨てる前に今一度確認しましょう。

●健康保険証を使用した後は、決めた所に保管しましょう。